

# 公益財団法人北海道体育協会 役員等倫理規程

## ( 目 的 )

第1条 この規程は、公益財団法人北海道体育協会（以下「本会」という。）の評議員、理事、監事、委員会委員（以下「役員等」という。）の倫理に関する基本的な事項を定めることにより、本会の目的、事業執行の公正さに対する道民の疑念や不信を招くような行為の防止を図り、以て本会への社会的な信用・信頼を確保することを目的とする。

## (役員等の範囲)

第2条 この規程において、役員等とは、本会定款第12条に規定する評議員、同第24条に規定する理事・監事、同第31条に規定する名誉会長、同第39条、第40条、第41条に規定する常置・臨時委員会委員及び専門委員会委員をいう。

## (役員等の基本的責務)

第3条 役員等は、本会定款第3条に規定する「目的」を達成するため、関連法令や本会定款並びに規程等を遵守し、本会を適正に運営しなければならない。

2. 前項の適正な運営を行うため、役員等は、その職務を公正かつ誠実に履行しなければならない。

## (役員等の遵守事項)

第4条 役員等は、公益事業に従事していることを十分自覚し、この法人の信頼を確保するよう責任ある行動をとるとともに、暴力（バイオレンス）、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント及び薬物等の乱用行為を行ってはならない。また、ドーピング防止に係る啓発教育を積極的に行うこと。

2. 役員等は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 個人の人権を無視し、プライバシーの侵害をすること。
- (2) 職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をすること。
- (3) 公益法人会計基準に反することや、他の目的への流用や不正行為をすること。
- (4) その他、この法人の社会的信用を失墜させること。

## (競業及び利益相反取引の防止)

第5条 役員等は、自己または第三者のために本会の事業の部類に属する取引及び、本会との利益相反が生じる可能性のある取引をする場合は、直ちにその事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

## (倫理委員会の設置)

第6条 この規程の実効性を確保するため、会長は必要に応じ倫理委員会を設置することができる。

2. この倫理委員会の組織及び運営に関する事項については、理事会の決議により別に定める。

**(役員等がこの規程に違反した場合の対処等)**

第7条 役員等に、この規程に違反する行為を行った恐れがあると認められる場合は、会長は、直ちに調査を開始し、調査の結果、当該役員等がこの規程に違反する行為があったと認められる場合は、倫理委員会の意見を聴取したうえで、厳正に定款第13条（評議員の選任及び解任）及び第29条（役員解任）に基づく必要な措置を取るものとする。

**(その他)**

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て別に定める。

附則（平成25年9月5日理事会決定）

この規程は、平成25年9月5日より施行する。